

8-3-3 文化財

鉄道施設（トンネル）の存在による土地の改変により、文化財への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。

なお、法令等で指定された天然記念物（動物）は「8-4-1 動物」の項目において、環境影響評価を行った。

(1) 調査

1) 調査すべき項目

調査項目は、法令等で指定、登録又は定められた有形文化財（建造物）、有形民俗文化財（家屋）、史跡、名勝、天然記念物及び伝統的建造物群保存地区（以下、「指定等文化財」という。）並びに国及び地方公共団体により周知されている埋蔵文化財包蔵地の分布状況とした。

2) 調査の基本的な手法

文献調査により、文化財関連の文献、資料を収集し、整理した。また、文献調査を補完するために、関係自治体等へのヒアリングを行った。

3) 調査地域

対象事業実施区域及びその周囲の内、非常口（山岳部）を対象に鉄道施設（非常口（山岳部））の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。

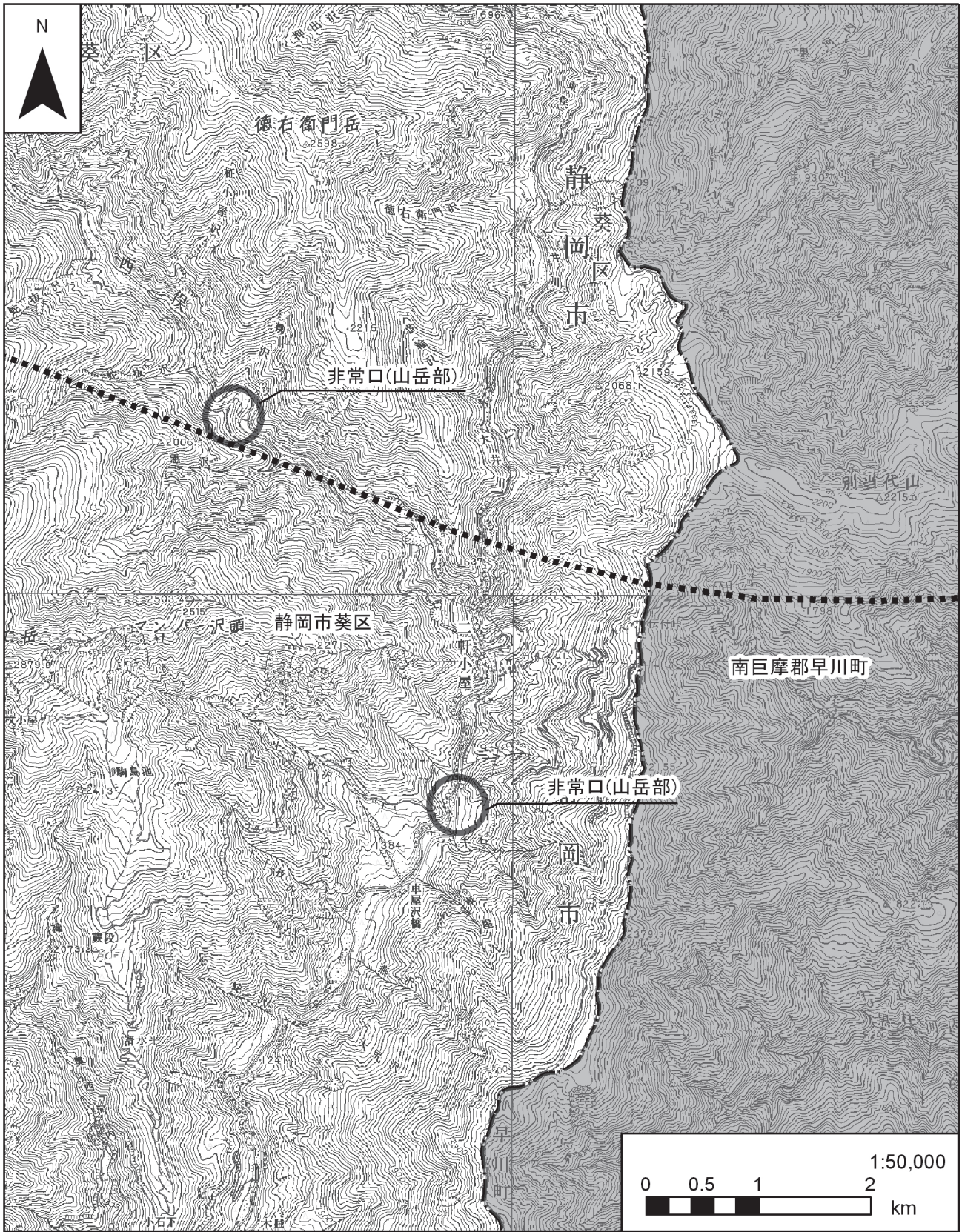
4) 調査期間

文献調査の調査時期は、最新の情報を入手可能な時期とした。

5) 調査結果

調査地域における文化財の状況を図 8-3-3-1 に示す。

調査地域において、指定等文化財及び埋蔵文化財包蔵地は確認されなかった。



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 県境
- 市区町村境

図 8-3-3-1 指定等文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布状況

(2) 予測及び評価

1) 鉄道施設（トンネル）の存在

ア. 予測

ア) 予測項目

予測項目は、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在に係る文化財への影響とした。

イ) 予測の基本的な手法

鉄道施設（非常口（山岳部））の存在に係る土地の改変区域と文化財の分布状況の重ね合わせにより、文化財が消失又は改変する範囲を把握し、文化財への影響を定性的に予測した。

ウ) 予測地域

対象事業実施区域及びその周囲の内、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。

エ) 予測地点

予測地域において、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在に係る土地の改変区域内に文化財が存在する地点とした。

オ) 予測対象時期

鉄道施設（非常口（山岳部））の完成時とした。

カ) 予測結果

予測地域において、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在に係る土地の改変区域に指定等文化財及び埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから、影響は生じないと予測する。

イ. 評価

7) 評価の手法

a) 回避又は低減に係る評価

事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか検討を行った。

1) 評価の結果

a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在による文化財に係る影響について、環境影響はないと判断されるため、文化財に係る環境影響の回避が図られていると評価する。